

博物館資料論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 近年、民具（有形民俗文化財）の廃棄問題が顕在化しているが、博物館における民具受入の課題について400字以内で述べなさい。（25点）

2. 博物館の収蔵資料（コレクション）のうち、展示される資料は極めて限られており、大多数のコレクションは収蔵庫内に保管されて利用される機会がない。博物館がコレクションを社会に役立てるために、コレクションを公開・活用する必要性と方法について400字以内で述べなさい。（25点）

3. 下記の①～⑦から5つの用語を選び、それぞれの意味や定義を簡潔な文章にまとめて説明しなさい。（各5点）（6つ以上選んで解答した時はすべて0点とする。）

① 借用資料 ② レジストラー ③ 購入資料 ④ キャビネット ⑤ ガラス乾板
⑥ 絵馬堂 ⑦ 育成

4. 次の文章の①～⑤の（ ）に該当する用語をア～ウの中から選択し、解答欄にはその記号を記しなさい。（各5点）

（定義）

第二条

4 この法律において（ ① ）とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条

三 博物館資料に係る（ ② ）を作成し、公開すること。

博物館法（昭和26年法律285号 令和4年法律第24号）より

（文化財の定義）

第二条

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下（ ③ ）という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下（ ④ ）という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下（ ⑤ ）という。）

文化財保護法（昭和26年法律第214号 令和4年法律第68号）より

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| ① ア 博物館資料 | イ 情報資料 | ウ 一次資料 |
| ② ア 修復履歴 | イ 目録 | ウ 電磁的記録 |
| ③ ア 民俗資料 | イ 民俗文化財 | ウ 民具 |
| ④ ア 史跡 | イ 記念物 | ウ 名勝 |
| ⑤ ア 風致地区 | イ 重要景観地 | ウ 文化的景観 |